

(別添) 長野県地球温暖化対策条例(仮称)骨子の県民等による地球温暖化対策

H17.10.27

分野	主な内容	対象者						備考
		県	市町村	県民	事業者		観光旅行者 その他滞在者	
					県	市町村		
事業活動	温室効果ガス排出量の把握や排出の抑制、再生可能エネルギーの利用等の推進							全ての事業者
	温室効果ガスの排出状況・削減計画・実績報告書の作成、提出、公表							エネルギー使用量の多い一定規模以上の事業者
	24時間営業事業者・自動販売機設置事業者の温室効果ガス排出量の把握や排出の抑制、再生可能エネルギーの利用等の推進							全ての24時間営業事業者・自動販売機設置事業者
	24時間営業事業者・自動販売機設置事業者の温室効果ガスの排出状況・削減計画・実績報告書の作成、提出、公表							エネルギー使用量の多い一定規模以上の24時間営業事業者・自動販売機設置事業者
	県は、24時間営業・自動販売機に関し市町村・事業者からの申し出により、関係者との調整を行い、地域(県・市町村・地区)が事業者と協定を締結、県が公表							
	エネルギー供給事業者による再生可能エネルギー導入の推進							全てのエネルギー供給者
	再生可能エネルギーの導入計画・実績報告書の作成、提出、公表							一定規模以上のエネルギー供給事業者
交通・自動車利用	自動車から公共交通機関や自転車への利用転換等							全ての県民等
	従業員のマイカー通勤に伴う温室効果ガスの排出状況・抑制計画・実績報告書の作成、提出、公表							一定要件以上の事業者
	アイドリング・ストップの実施の徹底							全てのドライバー
	駐車場利用者へのアイドリング・ストップの実施周知							全ての駐車場の設置者・管理者
	温室効果ガス排出量の少ない低公害車・低燃費車の購入・使用							全ての県民等
	自動車の使用状況報告・使用合理化計画・実績報告書の作成、提出、公表							一定台数以上の自動車を使用する事業者
	店頭において購入者に自動車(新車)に関する環境情報を提供、説明							全ての自動車販売事業者 一定規模以上の自動車販売事業者
家電等	エネルギー消費量の少ない家電製品等の購入・使用							全ての県民等
	店頭においてエネルギー消費量の多い家電製品への省エネラベルの表示、購入者に説明							全ての家電販売事業者 一定規模以上の家電販売事業者
建築物	新築・改築時における環境性能の向上							全ての建築主
	新築・改築時における地球温暖化対策に関する環境配慮計画書等の作成、提出、公表							一定規模以上の建築物の建築主
再生可能エネルギー	再生可能エネルギーの優先的利用							全ての県民等
	県における再生可能エネルギーの率先導入・活用							
森林	(森林の整備及び県産材の利用促進)							「長野県ふるさとの森林づくり条例」と連携して推進
廃棄物	廃棄物の発生抑制等や適切な処理による温室効果ガスの排出抑制							全ての県民等

義務付け 努力義務 協定締結